

## 川崎市公告第782号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和8年5月6日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和8年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 放置されている場所（住宅名）

清水台市営住宅

### 2 放置自動車の台数

バイク 1台（清水台市営住宅敷地内）